◇**特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定**（条約第八号）（外務省）

この協定は、我が国と国際移住機関との間で国際移住機関並びにその加盟国の代表者、事務局長、事務次長及び職員が享有する特権及び免除等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　国際移住機関並びにその加盟国の代表者、事務局長、事務次長及び職員は、一九四七年の専門機関の特権及び免除に関する条約の一部規定に基づき専門機関並びにその加盟国の代表者及び職員（専門機関の事務局長を含む。）に与えられる特権及び免除を享有する。（第一条関係）

2　この協定の第一条に規定する特権又は免除の濫用が発生したと日本国政府において認める場合には、国際移住機関は、要請により日本国政府と協議する。その協議により両締約者にとって満足な結果が得られない場合には、その問題は、この協定の第三条に規定する手続に従って解決される。（第二条関係）

3　この協定の解釈又は適用に関する両締約者の間の紛争等で、交渉又は他の合意された解決方法によって解決されないものは、両締約者がそれぞれ任命する仲裁人及びこれらの二人の仲裁人により任命され裁判長となる仲裁人の三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に付託する。仲裁裁判所の決定は、最終的なものであり、かつ、両締約者を拘束する。（第三条関係）

4　この協定の改正に関する協議は、日本国政府又は国際移住機関のいずれか一方の要請によって行われる。いずれの改正も、両締約者の間の合意によって行われる。（第四条関係）

5　この協定は、両締約者がこの協定の受諾を通知する公文を交換した日の後三〇日目の日に効力を生ずる。この協定は、日本国政府又は国際移住機関のいずれか一方の他方に対する書面による通告によりいつでも終了させることができ、通告の受領の後一年で終了する。（第五条関係）

政　令

政令第百七十八号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年八月四日

内閣総理大臣　菅　**直**人

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、労災補償部及び勤労者生活部」を「及び労災補償部」に改め、「職業安定局に」の下に「派遣・有期労働対策部及び」を加える。

第七条第三項中「第一項第十一号及び第十九号」を「第一項第七号から第九号まで、第十一号及び第十八号から第二十号まで」に改め、同項第三号及び同条第四項を削る。

第八条第二項中「前項第四号」を「第一項第四号」に改め、同項第一号中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項第二号中「前項第七号」を「第一項第七号」に、「並びに高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二条第二項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）、炭鉱労働者及び炭鉱離職者並びに日雇労働者」を「及び高年齢者等」に改め、同項第三号中「前項第十号」を「第一項第十号」に、「、障害者、炭鉱労働者及び炭鉱離職者並びに日雇労働者」を「及び障害者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　派遣・有期労働対策部は、前項第三号に掲げる業務（港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るものを除く。）及び次に掲げる業務をつかさどる。

一　前項第二号に掲げる事務のうち政府が行う学生若しくは生徒又は学校卒業者その他これに類する者の職業紹介及び職業指導に関すること並びに政府が行う外国人の職業紹介に関すること（求人及び求職の結合に係る調整に関することを除く。）。

二　前項第七号に掲げる事務のうち学校卒業者その他これに類する者、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者並びに就職が困難な者（高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二条第二項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）及び障害者を除く。第四号及び第八十条第六号において同じ。）の雇用機会の確保に関すること。

三　前項第八号に掲げる事務のうち派遣労働者及び一の場所において行われる事業の仕事の一部を請け負う請負人が雇用する労働者（当該場所において業務に従事する労働者に限る。）並びに外国人の雇用管理の改善に関すること（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）。

四　前項第十号に掲げる事務のうち派遣労働者、期間の定めのある労働契約を締結する労働者その他これらに類する者（派遣労働者、期間の定めのある労働契約を締結する労働者その他これらに類する者であった者を含む。第八十条第二号において「派遣労働者等」という。）、学校卒業者その他これに類する者、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者、就職が困難な者並びに外国人の職業の安定に関すること。